

商品概要のご説明

—契約概要—

「商品概要のご説明」は、商品に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

この書面に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。

◎この商品(特約含む)は、告知項目を限定し、引受基準を緩和することで、持病がある方、入院経験がある方がご加入しやすいように設計されています。そのため、保険料は引受基準を緩和していない当社の他の商品と比べて割増しされています。

◎健康状態について、より詳細な告知をいただくことで、保険料が割増しされていない当社の他の商品にご契約いただける場合があります。

●商品の仕組みについて

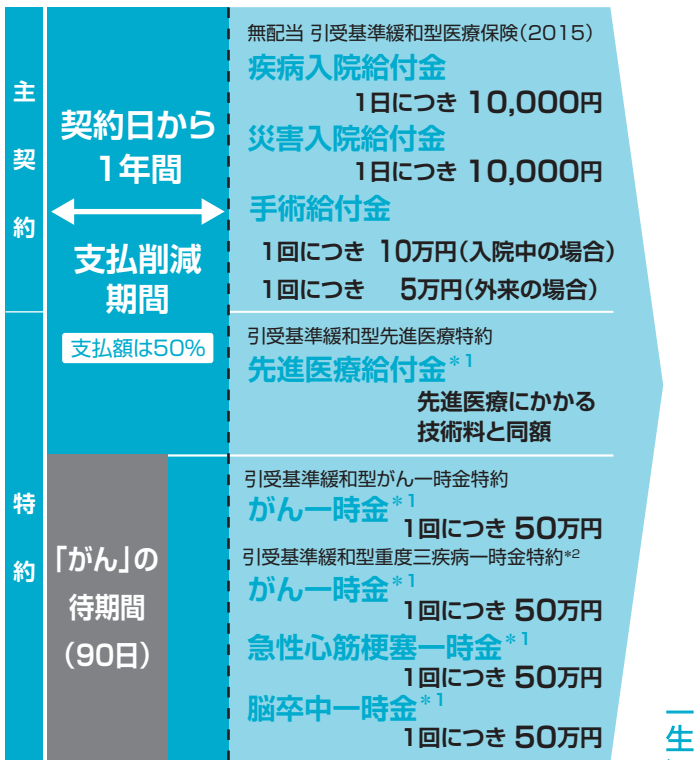
「医療保険 新CURE Support [キュア・サポート]」の正式名称は、「無配当 引受基準緩和型医療保険 (2015)」です。病気やケガによる入院や手術を一生保障します。

1 入院の支払限度日数が60日までの「60日型」となります。

特約により、死亡やがん・急性心筋梗塞・脳卒中、先進医療に対する保障を加えることができます。

■ご契約例

日額10,000円コース(引受基準緩和型先進医療特約、引受基準緩和型がん一時金特約、引受基準緩和型重度三疾病一時金特約、引受基準緩和型終身保険特約(低解約払戻金型)(2015)付加)の場合



●保障内容について (医療保険 新キュア・サポート 「60日型」)

	給付金・一時金・保険金名称・支払事由の概要	支払限度	支払額*3
主契約	■疾病入院給付金 病気で入院されたとき	「●支払限度日数について」をご確認ください	入院給付金日額 × 入院日数
	■災害入院給付金 不慮の事故で180日以内に入院されたとき	「●支払限度日数について」をご確認ください	入院給付金日額 × 入院日数
	■手術給付金 病気または不慮の事故で約款所定の以下の手術を受けられたとき ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に「手術料」「放射線治療料」の算定対象として列挙されている診療行為、または「輸血料」の算定対象となる骨髄移植術 ・先進医療に該当する診療行為 約款所定の骨髄幹細胞の採取術を受けられたとき(責任開始日の1年後より保障開始)	支払回数無制限	(入院中の場合) 主契約の入院給付金日額の10倍 (外来の場合) 主契約の入院給付金日額の5倍
引受基準緩和型先進医療特約	■先進医療給付金*4 病気または不慮の事故で先進医療による療養を受けられたとき	通算2,000万円	先進医療にかかる技術料と同額
がん一時金特約	■がん一時金*4 初回: 初めがんと診断確定されたとき 2回目以降: がんの治療を目的として入院を開始されたとき	支払回数無制限(ただし、1年に1回を限度)	がん一時金額
重度三疾病一時金特約	■がん一時金*4 初回: 初めがんと診断確定されたとき 2回目以降: がんの治療を目的として入院を開始されたとき	支払回数無制限(ただし、1年に1回を限度)	一時金額
	■急性心筋梗塞一時金*4 急性心筋梗塞の治療を目的として入院を開始されたとき	支払回数無制限(ただし、1年に1回を限度)	一時金額
	■脳卒中一時金*4 脳卒中の治療を目的として入院を開始されたとき	支払回数無制限(ただし、1年に1回を限度)	一時金額
引受基準緩和型終身保険特約(低解約払戻金型)(2015)	■死亡保険金*4 死亡されたとき	—	保険金額
リビング・ニーズ特約*5	■リビング・ニーズ保険金 余命6か月以内と判断されたとき	指定保険金額から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引いた金額	

*3 契約日からその日を含めて1年以内(支払削減期間)に支払事由に該当した場合には、給付金・一時金・保険金のお支払額は50%に削減されます(責任開始日から契約日までの間に支払事由が発生したときも同様に取り扱います)。ただし、「引受基準緩和型終身保険特約(低解約払戻金型)(2015)」を付加しているとき、約款所定の不慮の事故で、その事故の日から180日以内に死亡された場合、または約款所定の感染症により死亡された場合には、保険金額全額をお支払いします。

*4 特約を付加された場合のみ、お支払いします。

*5 「引受基準緩和型終身保険特約(低解約払戻金型)(2015)」を付加した場合、自動的に付加されます。

●支払限度日数について

プランにより支払限度日数が異なります。

- ①基本プラン: 七大生活習慣病入院給付特則(三大疾病無制限型)適用なし
- ②生活習慣病充実プラン: 七大生活習慣病入院給付特則(三大疾病無制限型)適用あり

*1 特約を付加された場合のみ、お支払いします。

*2 引受基準緩和型重度三疾病一時金特約の急性心筋梗塞一時金、脳卒中一時金にかかわる保障は、責任開始日より開始します。

※ご契約いただく給付金額・一時金額・保険金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法(月払・半年払・年払、払込経路=口座振替扱・クレジットカード扱)については申込書記載のとおりとなりますのでご確認ください。

①基本プラン		1入院の支払限度	通算支払限度	
主契約	疾病入院給付金	病気による入院	60日	1,000日
	災害入院給付金	ケガによる入院	60日	1,000日

②生活習慣病充実プラン		1入院の支払限度	通算支払限度	
主契約	疾病入院給付金	約款所定の七大生活習慣病(三大疾病)による入院	無制限	1,000日 (三大疾病は無制限)
		約款所定の七大生活習慣病(三大疾病以外)による入院	120日	
		病気による入院(上記以外)	60日	
	災害入院給付金	ケガによる入院	60日	1,000日

「約款所定の七大生活習慣病」は次のとおりです。

- がん(悪性新生物・上皮内新生物) ●心疾患 ●脳血管疾患 ●糖尿病 ●高血圧性疾患 ●肝硬変 ●慢性腎不全
- (このうち「三大疾病」は●がん(悪性新生物・上皮内新生物) ●心疾患 ●脳血管疾患をさします。)

◎保障内容に関する注意事項について

- 主契約・特約の各給付金等のお支払いは、いずれも責任開始時以後に生じた病気または不慮の事故が対象となります。ただし、責任開始時前に生じた病気でも、責任開始時以後に症状が悪化したこと等によって、入院・手術等が必要であると医師によって判断されたときは、各給付金等をお支払いします。(がんによる場合は取扱いが異なります。)
 - 1日の入院に対して「疾病入院給付金」と「災害入院給付金」は重複してお支払いしません。
 - 2回以上の入院をされた場合でも、「それぞれの入院の原因が同一のとき」もしくは「それぞれの入院の原因に医学上重要な関係がある」場合は1回の入院とみなします(併発している原因を含みます)。
- ※主契約・特約の給付金等のお支払いについての詳細は、ご契約後にお送りする「ご契約のしおり(給付金等のお支払いについて)」をご確認ください。

生活習慣病充実プランの場合

七大生活習慣病以外の原因により疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を開始し、その入院中に、高血圧症以外の七大生活習慣病の治療を開始した場合には、その入院を開始した日から七大生活習慣病の治療を目的として入院したものとみなして、給付金をお支払いします。

〈手術給付金について〉

- 以下の手術はお支払いの対象にはなりません。

傷の処理(創傷処理、デブリードマン) / 切開術(皮膚、鼓膜) / 骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 / 抜歯 / 異物除去(外耳、鼻腔内) / 鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲粘膜炎) / 魚の目、タコ切除術(鶏眼・胼胝切除術)

- 同一の日に複数回手術を受けた場合は、支払額の高いいずれか1回の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
 - 手術料が1日につき算定される手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。
 - 放射線照射または温熱療法による診療行為を複数回受けた場合は、手術給付金のお支払いは60日に1回を限度とします。
- ※手術給付金についての詳細は、ご契約後にお送りする「ご契約のしおり(しくみと特徴/手術給付金について)」をご確認ください。

〈引受基準緩和型先進医療特約について〉

- 先進医療とは公的医療保険制度にもとづく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める医療技術のことで、医療技術ごとに適応症(対象となる病気・症状等)および実施する医療機関(施設基準に適合する病院または診療所)が決められています。
 - 医療行為、医療機関および適応症などによっては、先進医療給付金のお支払いの対象とならないことがあります。
 - 療養を受けた日現在において、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や、承認取消等の事由によって先進医療ではなくなっている場合は、先進医療給付金のお支払いの対象とはなりません。
 - 先進医療給付金のお支払額の通算が2,000万円に達したとき、この特約は消滅します。
- ※引受基準緩和型先進医療特約についての詳細は、ご契約後にお送りする「ご契約のしおり(特約について/引受基準緩和型先進医療特約)」をご確認ください。

〈がんにかかわる保障について〉

- 引受基準緩和型がん一時金特約・引受基準緩和型重度三疾病一時金特約のがんにかかわる保障は、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)より開始します。

〈がんの診断確定について〉

- この保険では、診断確定の根拠となった検査の実施日を、がんと診断確定された日とみなします。

〈引受基準緩和型がん一時金特約について〉

- がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の知・不知にかかわらず、この特約は無効となります。

〈引受基準緩和型重度三疾病一時金特約について〉

- がん責任開始日前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者または被保険者の知・不知にかかわらず、この特約のがん一時金はお支払いしません。

※各特約についての詳細は、ご契約後にお送りする「ご契約のしおり(特約について/引受基準緩和型がん一時金特約)」、「特約について/引受基準緩和型重度三疾病一時金特約)」をご確認ください。

〈リビング・ニース特約について〉

- 主契約が消滅したときには特約も消滅します。
 - リビング・ニース保険金のお支払い後は、指定保険金額の保障は消滅します。
- ※リビング・ニース特約についての詳細は、ご契約後にお送りする「ご契約のしおり(特約について/リビング・ニース特約)」をご確認ください。

●保険期間・保険料払込期間について

保険期間は終身、保険料払込期間は終身払です。

●保険料払込免除について

- ・不慮の事故により、その事故の日から180日以内に、約款所定の身体障害の状態に該当または約款所定の高度障害状態に該当されたときは、将来の保険料の払込みが免除されます。
- ※保険料払込免除についての詳細は、ご契約後にお送りする「ご契約のしおり(しくみと特徴)」をご確認ください。

●解約払戻金について

〔主契約・引受基準緩和型先進医療特約・引受基準緩和型がん一時金特約・引受基準緩和型重度三疾病一時金特約〕

保険期間を通じて解約払戻金はありません。

〔引受基準緩和型終身保険特約(低解約払戻金型)(2015)〕

- ・保険期間を通じて解約払戻金は抑制されています。
- ・解約払戻金の額は、契約年齢、経過年数などによって異なります。

●配当金・満期保険金について

この商品に配当金・満期保険金はありません。

●その他の注意事項について

契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取り扱いません。